

テス・エンジニアリング株式会社

電気需給約款【低圧】 新旧対照表

現行	変更後
<p>19. 料金の算定</p> <p>(3) (1)イ, ロまたはハの場合は, 次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金, 最低料金, または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は, 別表 9 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割り計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。ただし従量電灯の料金適用上の電力量区分については, 別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ, ロおよびハによりがたい場合は, これに準じて算定いたします。</p>	<p>19. 料金の算定</p> <p>(3) (1)イ, ロまたはハの場合は, 次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金, 最低料金, または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は, 別表 9 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割り計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。ただし従量電灯の料金適用上の電力量区分については, 別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ, ロおよびハによりがたい場合は, これに準じて算定いたします。</p>
<p>21. 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月, その他についてはそのつど, イまたはロによりお支払いいただきます。</p> <p>イ 別紙 4 (料金等のお支払のための金融機関の該当口座) に定める料金等のお支払のための金融機関の該当口座より自動引落しする方法</p>	<p>21. 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月, その他についてはそのつど, <u>イ・ロまたはハ</u>によりお支払いいただきます。</p> <p>イ 別紙 4 (料金等のお支払のための金融機関の該当口座) に定める料金等のお支払のための金融機関の該当口座より自動引落しする方法</p>

(ただし当社が別途指定する場合は除きます。)。なお、振込手数料は当社が負担いたします。

ロ 当社が指定した金融機関等を通じて、お客さまが当社の指定するクレジット会社またはクレジット決済を代行する会社（以下「クレジット会社」といいます。）との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法

(2)お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、20（料金の支払義務および支払期日）(2)に定めた期日に料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき

#### 34. 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

(ただし当社が別途指定する場合は除きます。)。なお、振込手数料は当社が負担いたします。

ロ 当社が指定した金融機関等を通じて、お客さまが当社の指定するクレジット会社またはクレジット決済を代行する会社（以下「クレジット会社」といいます。）との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法

ハ 当社が指定した金融機関等にお振込みする方法。なお、振込手数料はお客さま負担いたします。

(2)お客さまが料金を(1)イ・ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、20（料金の支払義務および支払期日）(2)に定めた期日に料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき

ロ (1)ロにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき

ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金は当社が指定した金融機関等に振り込まれたとき

#### 34. 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、当社との協議のうえ、変更に伴う負担金額を定め、新しい契約内容に変更できるものといたします。

(1)の場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。

なお,当社は,契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付によりお客さまにお知らせいたします。

また,変更とならないその他の事項については,お知らせを省略することがあります。

別紙

2 電灯需要

へ 料金

(ハ)最低月額料金

北海道電力管内 403 円 70 銭

東北電力管内 359 円 58 銭

東京電力管内 321 円 42 銭

中部電力管内 266 円 06 銭

北陸電力管内 302 円 50 銭

九州電力管内 334 円 26 銭

別表

9 日割計算の基本算式

(1)日割計算の基本算式は,次のおりといたします。

イ 基本料金,最低料金,最低料金に適用される再生可能エネルギー発電販促賦課金を日割りする場合

別紙

2 電灯需要

へ 料金

(ハ)最低月額料金

北海道電力管内 417 円 19 銭

東北電力管内 358 円 95 銭

東京電力管内 328 円 08 銭

中部電力管内 277 円 09 銭

北陸電力管内 302 円 50 銭

九州電力管内 335 円 34 銭

別表

9 日割計算の基本算式

(1)日割計算の基本算式は,次のおりといたします。

イ 基本料金,最低料金,~~最低料金に適用される再生可能エネルギー発電販促賦課金を日割りする~~場合